

エネルギー政策基本構想見直し及び後期エネルギー政策推進プログラム
第一期見直し検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 山形県エネルギー戦略の開発目標等を定めたエネルギー政策基本構想及び後期10年の施策の展開方向を定めた後期エネルギー政策推進プログラムについて、再生可能エネルギーを巡る情勢が目まぐるしく変化していることを踏まえ、見直しを行うため、「エネルギー政策基本構想及び後期エネルギー政策推進プログラム第一期見直し検討委員会（以下「見直し検討委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 見直し検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) エネルギー政策基本構想の見直し版及び後期エネルギー政策推進プログラムの第一期見直し版の策定。
- (2) その他、前条の目的達成のため必要な事項。

(見直し検討委員会)

第3条 見直し検討委員会の委員は、知事が委嘱する学識経験者その他専門的知見を有する者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から前条1号に掲げる見直し版の策定までとする。
- 3 見直し検討委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。
- 4 委員長は見直し検討委員会を招集し、議長となりこれを主宰する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見を述べさせることができる。
- 6 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 見直し検討委員会の庶務は、環境エネルギー部環境企画課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、見直し検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。